≪ 交通反則通告制度の対象を自転車まで拡大 ≫

メリット

- 自動車と同程度の納付率(約98%)となれば実質的 に責任追及が可能
- 反則金の納付は任意であり、不納付の際の手続を新 たに設ける必要なし(刑事手続に移行)
- 引き続き刑罰の対象であることから、刑事訴訟法及 び警察官職務執行法に定められた権限を行使可能
- 大きさや速度が自転車と同程度であり、自転車同様 運転に免許を要さない特定小型原動機付自転車が交通 反則通告制度の対象とされていることと整合的

デメリット

- 反則金が納付されなかった場合に責任を追及するためには、公訴提起・有罪判決といった刑事手続を経る必要がある
- これまで交通反則通告制度の対象外とされていたこととの整合性

≪ 自転車を対象とした新たな行政制裁金制度を創設 ≫

メリット

- 警察のみの判断・対応により、自転車の交通違反に 課された行政制裁金の徴収手続に入ることが可能
- 将来的に自動車や原動機付自転車の交通違反を当該制度に組み込むことも検討可能

デメリット

- 行政制裁金が支払われなかった場合に滞納処分の手続が必要となるなど、新たな制度を運用することに対する現場への負担が増大
- 非犯罪化に伴い、刑事訴訟法及び警察官職務執行法 に定められた権限を行使不可
- 新たなシステムを構築することによる費用負担の増大